

第九六回

参第六号

貨物自動車に係る道路運送秩序の確立に関する特別措置法（案）

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 貨物自動車運送事業に関する特例（第三条 第十条）

第三章 普通自家用貨物自動車の使用に関する特例（第十一条 第十六条）

第四章 貨物自動車運送事業に係る秩序確立事業実施機関（第十七条 第二十八条）

第五章 貨物自動車に係る道路運送秩序確立に関する措置（第二十九条 第三十七条）

第六章 雑則（第三十八条 第四十三条）

第七章 罰則（第四十四条 第四十九条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、貨物自動車の急激な普及に伴い貨物輸送に関する社会的及び経済的条件が変化している状況に対処するため、一般貨物自動車運送事業の免許、貨物自動車運送事業の運営及び普通自家用貨物自動車の使用に関する道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）の特例、貨物自動車運送事業に係る秩序確立事業実施機関の指定その他の措置を講ずることにより、貨物自動車に係る道路運送秩序の確立を図ることを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 一般貨物自動車運送事業 道路運送法第三条第二項第四号の一般路線貨物自動車運送事業及び同項第五号の一般区域貨物自動車運送事業をいう。

二 一般貨物自動車運送事業者 一般貨物自動車運送事業を経営する者をいう。

三 貨物自動車運送事業 一般貨物自動車運送事業（道路運送法第四十六条の規定により一般区域貨物自動車運送事業の免許を受けた者とみなされる者に係るその事業を含む。）同法第三条第三項第二号の特定貨物自動車運送事業及び同条第四項第二号の無償貨物自動車運送事業並びに同法第二条第五項の軽車両等運送事業（軽自動車を使用して貨物を運送するものに限る。）をいう。

四 貨物自動車運送事業者 貨物自動車運送事業を経営する者をいう。

五 自動車 道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）による自動車をいう。

六 事業用自動車 貨物自動車運送事業者がその貨物自動車運送事業の用に供する自動車をいう。

七 普通自家用貨物自動車 道路運送法第九十九条第一項の自家用貨物自動車で普通自

動車に該当するものをいう。

第二章 貨物自動車運送事業に関する特例

(一般貨物自動車運送事業の免許に関する特例)

第三条 一般貨物自動車運送事業に係る道路運送法第四条第一項の免許については、同法第六条第一項第四号の基準に適合することとしては、少なくとも次の各号に掲げる要件に該当しなければならない。

- 一 路線又は事業区域に応じ当該事業を適正に経営するために必要と認められる運輸省令で定める数の事業用自動車を有すること。
- 二 事業用自動車の数に応じて運輸省令で定める数の専任の運転者を有すること。
- 三 事業用自動車の適切な運行管理並びに運転者の休憩、睡眠及び食事のために必要な運輸省令で定める基準に適合する施設を有すること。
- 四 当該事業を適正に遂行するために必要と認められる運輸省令で定める基準に適合する経済的基礎を有すること。
- 五 道路運送法第二十五条の二で定めるところにより運行管理者を、道路運送車両法第五十条で定めるところにより整備管理者を、それぞれ、選任すること。

2 前項の規定は、一般貨物自動車運送事業に係る道路運送法第十八条第一項、第三十九条第一項若しくは第二項又は第四十条第一項の認可について同法第十八条第二項、第三十九条第三項又は第四十条第三項において同法第六条の規定を準用する場合について準用する。

第四条 一般貨物自動車運送事業に係る道路運送法第四条第一項の免許は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつてその効力を失う。

2 運輸大臣は、前項の免許の更新を受けようとする者が次の各号に掲げる要件に該当するときは、同項の免許の更新をしなければならない。

- 一 道路運送法第六条第一項第四号の基準に適合していること。
- 二 道路運送法第六条の二第一号、第三号又は第四号に該当していないこと。

3 道路運送法第二百二十二条の二の規定は、第一項の免許の更新について準用する。

4 一般貨物自動車運送事業について道路運送法第三十九条第一項若しくは第二項又は第四十条第一項の認可を受けた場合においては、第一項の規定の適用については、当該認可を受けた時に当該事業に係る同法第四条第一項の免許を受けたものとみなす。

5 前四項に規定するもののほか、第一項の免許の更新について必要な事項は、運輸省令で定める。

(運賃又は料金の收受)

第五条 一般貨物自動車運送事業者は、道路運送法第八条第一項の規定による認可を受けた運賃又は料金によらないで運賃又は料金を收受してはならない。

(輸送状の携行)

第六条 貨物自動車運送事業者は、貨物を運送する事業用自動車の運転者に、次の各号に

掲げる事項を記載した輸送状を携行させなければならない。貨物自動車運送事業者が貨物を運送する事業用自動車を自ら運転する場合も、同様とする。

- 一 貨物自動車運送事業者の氏名又は名称及び住所
- 二 貨物自動車運送事業の種類
- 三 運送する貨物の種類及び数量
- 四 運行管理者の氏名
- 五 当該運送に係る運行計画

(過積載の禁止)

第七条 貨物自動車運送事業者は、道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第五十七条第一項の積載物の重量の制限（同条第三項の許可を受けた場合にあつては、当該許可に係る重量の制限）を超える積載（以下「過積載」という。）をすることとなる運送の引受け、過積載による運送計画の作成及び従業員に対する過積載による運送の指示をしてはならない。貨物自動車運送事業者が事業用自動車を自ら運転して運送する場合も、過積載をしてはならない。

(乗務時間等)

第八条 貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の運転者の乗務時間その他の勤務条件については、事業用自動車の健全な運行が行われるようにするために必要とされる乗務時間等に関する基準として運輸省令、労働省令で定める基準に従わなければならない。

(整備管理者)

第九条 貨物自動車運送事業者は、道路運送車両法第五十条で定めるところにより整備管理者を選任し、運輸省令で定めるところにより、事業用自動車の点検及び整備に関する事項を処理させなければならない。

(免許の取消等)

第十条 運輸大臣は、一般貨物自動車運送事業者が第三条第一項各号のいずれかに該当しないこととなつたとき、若しくは第五条の規定に違反したとき、又は貨物自動車運送事業者が前四条の規定に違反したときは、六月以内の期間を定めて輸送施設の当該事業のための使用の停止若しくは事業の停止を命じ、又は道路運送法第四条第一項の免許（同法第四十六条の規定により一般区域貨物自動車運送事業の免許を受けた者とみなされる者にあつては、同条の事業区域の指定）若しくは同法第四十五条第一項の許可を取り消すことができる。

2 道路運送法第四十三条の二の規定は前項の規定により輸送施設の使用の停止又は事業の停止を命じたときについて、同法第二百二十二条の二の規定は同項の規定による処分について準用する。

第三章 普通自家用貨物自動車の使用に関する特例

(使用の届出の特例)

第十一条 普通自家用貨物自動車を使用しようとする者は、その使用する普通自家用貨物

自動車ごとに次の各号に掲げる事項を運輸大臣に届け出なければならない。普通自家用貨物自動車を使用する者が当該事項を変更しようとするときも、同様とする。

- 一 氏名又は名称及び住所
 - 二 経営する事業の種類及び規模その他の概要
 - 三 自動車の自動車登録番号、車名、初度登録年及び最大積載量
 - 四 運送する主要貨物の種類及びその年間予定数量
 - 五 自動車の通常の運行区域
 - 六 自動車の車庫又は常置場所の位置
 - 七 自動車の使用を必要とする理由
- 2 前項の規定による届出に係る普通自家用貨物自動車を使用する者は、当該普通自家用貨物自動車の使用を廃止したときは、その日から三十日以内に、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。
- 3 普通自家用貨物自動車の使用に関しては、道路運送法第九十九条の規定は適用しない。
(届出証明書の交付等)

第十二条 運輸大臣は、前条第一項前段の届出をした者に対し、同項各号に掲げる事項を記載した届出証明書を交付する。

- 2 前条第一項後段の届出をする者は、当該届出とともに前項の届出証明書を運輸大臣に提出し、その記載事項について訂正を受けなければならない。
- 3 前条第二項の届出をする者は、当該届出とともに第一項の届出証明書を運輸大臣に返納しなければならない。
- 4 第一項にいう前条第一項前段の届出、第二項にいう同条第一項後段の届出及び前項にいう同条第二項の届出には、土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法(昭和四十二年法律第百三十一号)第三条第四項又は第五条第二項の規定により当該届出とみなされる届出を含むものとする。
- 5 届出証明書の交付を受けた者は、届出証明書を汚し、損傷し、若しくは亡失し、又は届出証明書が滅失したときは、運輸大臣にその再交付を申請することができる。
- 6 前五項に定めるもののほか、届出証明書の交付、届出証明書の再交付、届出証明書の返納その他届出証明書に関し必要な事項は、運輸省令で定める。

(届出証明書の備付け)

第十三条 普通自家用貨物自動車を使用する者は、その使用する普通自家用貨物自動車に当該普通自家用貨物自動車に係る届出証明書を備え付けておかななければならない。

(過積載の禁止)

第十四条 普通自家用貨物自動車を使用する者は、その雇用する者に対して過積載による運送の指示をし、又はその使用する普通自家用貨物自動車を自ら運転して過積載による運送をしてはならない。

(乗務時間等)

第十五条 普通自家用貨物自動車を使用する者は、その雇用する普通自家用貨物自動車の運転者の乗務時間その他の勤務条件については、第八条の運輸省令、労働省令で定める基準に従わなければならない。

(使用の制限及び禁止)

第十六条 運輸大臣は、普通自家用貨物自動車を使用する者が、前三条の規定に違反したときは、六月以内の期間を定めて普通自家用貨物自動車の使用を制限し、又は禁止することができる。

2 道路運送法第三十二条第五項の規定は運輸大臣が前項の行為をしようとするときについて、同法第四十三条の二の規定は運輸大臣が同項の規定により普通自家用貨物自動車の使用を禁止したときについて準用する。

第四章 貨物自動車運送事業に係る秩序確立事業実施機関

(秩序確立事業実施機関の指定)

第十七条 都道府県の区域内における貨物自動車運送事業に係る次の業務を行う者で都道府県ごとに運輸大臣の指定するもの(以下「秩序確立事業実施機関」という。)は、当該業務の実施に必要な経費に充てるため、当該都道府県の区域内に営業所を有する貨物自動車運送事業者から負担金を徴収することができる。

- 一 貨物自動車運送事業に係るこの法律又は道路運送法に違反する行為の防止及び是正を図るための指導
- 二 貨物自動車運送事業に関する研修
- 三 貨物自動車運送事業に係る荷主からの苦情の処理
- 四 自動車ターミナル、共同情報管理施設、運転者の休憩、睡眠又は食事のための共同施設その他の貨物自動車運送事業のための共同施設の設置及び運営
- 五 前四号に掲げるもののほか、貨物自動車運送事業に係る道路運送秩序確立のために必要な業務

2 前項の指定は、指定を受けようとする者の申請により行う。

第十八条 運輸大臣は、前条第二項の申請が次の各号の一に該当していると認めるときは、同条第一項の指定をしてはならない。

- 一 現に当該都道府県について秩序確立事業実施機関があること。
- 二 申請者が民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された財団法人以外の者であること。
- 三 申請者が前条第一項各号の業務(以下「秩序確立業務」という。)を公正かつ適確に実施することができないおそれがある者であること。
- 四 申請者が秩序確立業務以外の業務を行う者であること。
- 五 申請者の役員のうち、禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律若しくは道路運送法の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者があること。

(秩序確立事業実施機関の公示等)

第十九条 運輸大臣は、第十七条第一項の指定をしたときは、当該秩序確立事業実施機関の名称及び住所並びに指定に係る都道府県を官報で公示しなければならない。

- 2 秩序確立事業実施機関は、その名称又は住所を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。
- 3 運輸大臣は、前項の届出があつたときは、その旨を官報で公示しなければならない。

(事業計画等)

第二十条 秩序確立事業実施機関は、毎事業年度開始前に (第十七条第一項の指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後速やかに) 秩序確立業務に係る事業計画、収支予算及び資金計画を作成し、運輸大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 秩序確立事業実施機関は、毎事業年度経過後三月以内に、事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録を作成し、運輸大臣に提出しなければならない。

(負担金の徴収)

第二十一条 秩序確立事業実施機関は、毎事業年度、第十七条第一項の負担金の額及び徴収方法について、運輸大臣の認可を受けなければならない。

- 2 秩序確立事業実施機関は、前項の認可を受けたときは、当該都道府県の区域内に営業所を有する貨物自動車運送事業者に対し、その認可を受けた事項を記載した書面を添付して、負担金の額、納付期限及び納付方法を通知しなければならない。
- 3 貨物自動車運送事業者は、前項の通知に従い、秩序確立事業実施機関に対し、負担金を納付する義務を負う。
- 4 第二項の通知を受けた貨物自動車運送事業者 (以下この条において「納付義務者」という。) は、納付期限までにその負担金を納付しないときは、負担金の額に納付期限の翌日から当該負担金を納付する日までの日数一日につき運輸省令で定める率を乗じて計算した金額に相当する金額の延滞金を納付する義務を負う。
- 5 秩序確立事業実施機関は、運輸省令で定める事由があると認めるときは、前項の規定による延滞金の納付を免除することができる。
- 6 秩序確立事業実施機関は、納付義務者が納付期限までにその負担金を納付しないときは、督促状により、期限を指定して、督促しなければならない。この場合において、その期限は、督促状を発する日から起算して十日以上経過した日でなければならない。
- 7 秩序確立事業実施機関は、前項の規定による督促を受けた納付義務者がその指定の期限までにその督促に係る負担金及び第四項の規定による延滞金を納付しないときは、運輸大臣にその旨を申し立てることができる。
- 8 運輸大臣は、前項の申立てがあつたときは、納付義務者に対し、秩序確立事業実施機関に負担金及び第四項の規定による延滞金を納付すべきことを命ずることができる。

(秩序確立事業諮問委員会)

第二十二條 秩序確立事業実施機関には、秩序確立事業諮問委員会を置かなければならない。

2 秩序確立事業諮問委員会は、秩序確立事業実施機関の代表者の諮問に応じ負担金の額及び徴収方法その他秩序確立業務の実施に関する重要事項を調査審議し、及びこれらに関し必要と認める意見を秩序確立事業実施機関の代表者に述べることができる。

3 秩序確立事業諮問委員会の委員は、貨物自動車運送事業者が組織する団体が推薦する者、貨物自動車運送事業の従業員が組織する団体が推薦する者、貨物自動車運送事業に係る荷主が組織する団体が推薦する者及び学識経験のある者のうちから、運輸大臣の認可を受けて秩序確立事業実施機関の代表者が任命する。

(秩序確立指導員)

第二十三條 秩序確立事業実施機関には、第十七条第一項第一号の業務に従事させるため、秩序確立指導員を置かなければならない。

2 秩序確立指導員は、この法律及び道路運送法について知識経験を有する者で人格識見の高いものの中から、秩序確立事業実施機関の代表者が任命する。

3 秩序確立指導員は、当該都道府県の区域を管轄する陸運局に備える秩序確立指導員登録簿に、氏名、住所及び生年月日並びにその所属する秩序確立事業実施機関の名称の登録を受けなければならない。

4 陸運局は、前項の登録を行ったときは、当該秩序確立指導員に対し、その身分を示す証明書を交付するものとする。

5 秩序確立指導員は、その業務に従事する場合には、前項の証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

6 第三項の登録及び第四項の証明書に関し必要な事項は、運輸省令で定める。

(役員の選任及び解任等)

第二十四條 秩序確立事業実施機関の役員の選任及び解任は、運輸大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 運輸大臣は、秩序確立事業実施機関の役員又は職員が、この法律若しくは道路運送法若しくはこれらの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分に違反する行為をしたとき、秩序確立業務に関し著しく不適当な行為をしたとき、又はその在任により秩序確立事業実施機関が第十八条第五号に該当することとなるときは、秩序確立事業実施機関に対し、その役員又は職員を解任すべきことを命ずることができる。

(監督等)

第二十五條 運輸大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、秩序確立事業実施機関に対し、秩序確立業務に関し、指導及び助言をし、並びに監督上必要な命令をすることができる。

(指定の取消し)

第二十六條 運輸大臣は、秩序確立事業実施機関が次の各号の一に該当するときは、第十

七条第一項の指定を取り消すことができる。

- 一 第十八条第三号又は第四号に該当することとなつたとき。
- 二 この法律、この法律に基づく命令又は第二十条第一項の認可を受けた事項に違反して秩序確立業務を行つたとき。
- 三 第二十一条第一項の認可を受けず、又は同項の認可を受けた事項に違反して、負担金を徴収したとき。
- 四 第二十四条第二項又は前条の規定による処分に違反したとき。
- 五 不当に秩序確立業務を実施しなかつたとき。

2 運輸大臣は、前項の規定により第十七条第一項の指定を取り消したときは、その旨を官報で公示しなければならない。

(指定を取り消した場合における経過措置)

第二十七条 前条第一項の規定により第十七条第一項の指定を取り消した場合において、運輸大臣がその取消し後に同一の都道府県について新たに秩序確立事業実施機関を指定したときは、取消しに係る秩序確立事業実施機関の財産は、新たに指定を受けた秩序確立事業実施機関に帰属する。

2 前項に定めるもののほか、前条第一項の規定により第十七条第一項の指定を取り消した場合における財産の管理その他の経過措置(経過措置に関する罰則を含む。)は、合理的に必要と判断される範囲内において、政令で定めることができる。

(秩序確立事業実施機関連合会)

第二十八条 すべての秩序確立事業実施機関は、全国を通じて一個の秩序確立事業実施機関連合会を設立し、又はこれに加入し、その会員となるものとする。

2 秩序確立事業実施機関連合会は、民法第三十四条の規定により設立される社団法人とする。

3 秩序確立事業実施機関連合会は、会員の指導及び連絡並びに第十七条第一項第四号に掲げる共同施設の設置及び運営のうち秩序確立事業実施機関連合会が行うことが適切と認められるものを行う。

4 第二十条、第二十二条、第二十四条及び第二十五条の規定は秩序確立事業実施機関連合会について準用する。

第五章 貨物自動車に係る道路運送秩序確立に関する措置

(違反行為の通報)

第二十九条 秩序確立事業実施機関は、貨物自動車運送事業に関し、この法律若しくは道路運送法若しくはこれらの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反する行為を知つたときは、直ちに、その旨を当該違反行為者の住所地を管轄する陸運局長に通報しなければならない。

第三十条 警視總監又は道府県警察本部長は、事業用自動車又は普通自家用貨物自動車の運転に関し、道路交通法第五十七条第一項又は第七十五条第一項第六号の規定に違反す

る行為があつたと認めるときは、直ちに、その旨を当該違反行為者の住所地を管轄する陸運局長に通報しなければならない。

- 2 都道府県労働基準局長は、事業用自動車又は普通自家用貨物自動車の運転に係る労働につき、第八条又は第十五条の規定に違反する行為があつたと認めるときは、直ちに、その旨を当該違反行為者の住所地を管轄する陸運局長に通報しなければならない。
(輸送状等の提示)

第三十一条 運輸大臣は、貨物自動車に係る道路運送秩序確立のため特に必要があると認めるときは、その職員をして、道路を通行する事業用自動車及び普通自家用貨物自動車の運転者に対し一時当該自動車を停止することを求め、及び運転者又はその補助者に第六条の輸送状又は第十二条第一項の届出証明書の提示を求めさせることができる。

- 2 前項の場合には、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 3 第一項の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(協議の勧告等)

第三十二条 運輸大臣又は陸運局長は、貨物自動車運送事業者の団体と貨物自動車運送事業に係る荷主又は荷主の団体との間において協議することが貨物自動車運送事業に係る道路運送秩序確立のため必要であると認めるときは、その一方の申請により、他方に対して協議に必ずべき旨の勧告をすることができる。

- 2 前項の勧告があつたときは、当該勧告を申請した者は、運輸大臣又は陸運局長に、その結果を報告しなければならない。

(協力等)

第三十三条 関係行政機関並びに秩序確立事業実施機関及び秩序確立事業実施機関連合会は、貨物自動車運送事業に係る道路運送秩序確立のために、相互に協力しなければならない。

- 2 秩序確立事業実施機関及び秩序確立事業実施機関連合会は、貨物自動車運送事業に係る道路運送秩序確立に関する事項について関係行政機関に意見を申し出ることができる。

第三十四条 貨物自動車運送事業者その他貨物自動車運送事業に従事する者は、秩序確立事業実施機関の行う秩序確立業務に協力しなければならない。道路運送法第二百五条及び土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法第十二条第一項に規定する団体も、同様とする。

- 2 普通自家用貨物自動車を使用する者並びに普通自家用貨物自動車の運転者及びその補助者は、秩序確立事業実施機関の行う秩序確立業務に協力するように努めるものとする。

第三十五条 一般貨物自動車運送事業に係る荷主は、道路運送法第八条第一項の規定による認可を受けた運賃又は料金によらない運送の申込みをしてはならない。

- 2 前項に定めるもののほか、貨物自動車運送事業に係る荷主及び荷主の団体は、秩序確立事業実施機関の行う秩序確立業務に協力するよう努めるものとする。

(国等の措置)

第三十六条 国は、貨物自動車運送事業の協業化及びその経営の近代化を促進するため、税制上及び金融上の措置その他必要な措置を講ずるものとする。

2 地方公共団体は、貨物自動車運送事業の協業化及びその経営の近代化を促進するため、金融上の措置その他必要な措置を講ずるものとする。

3 国及び地方公共団体は、秩序確立事業実施機関又は秩序確立事業実施機関連合会が設置し、及び運営する第十七条第一項第四号の共同施設について、その用地並びにその設置及び運営に要する資金の確保に関する措置を講ずるように努めるものとする。

(総合輸送体系の確立)

第三十七条 国は、貨物自動車に係る道路運送秩序確立のため、総合輸送体系の確立を図り、その下における貨物の種類及び流通量に応じた輸送手段の整備及びその相互の調整その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 地方公共団体は、貨物自動車に係る道路運送秩序確立のために国の講ずる措置について協力しなければならない。

第六章 雑則

(不服申立てと訴訟との関係)

第三十八条 第四条第一項、第十条第一項、第十六条第一項又は第十条第二項及び第十六条第二項において準用する道路運送法第四十三条の二第一項の規定による処分取消しの訴えは、当該処分についての異議申立て又は審査請求に対する決定又は裁決を経た後でなければ、提起することができない。

(職権の委任)

第三十九条 この法律に規定する運輸大臣の職権は、政令で定めるところにより、陸運局長又は都道府県知事に委任することができる。

(手数料)

第四十条 第四条第一項の免許の更新を受けようとする者は、政令で定める額の手数料を納めなければならない。

(報告及び検査)

第四十一条 運輸大臣は、貨物自動車に係る道路運送秩序確立のため必要があると認めるときは、貨物自動車運送事業者、普通自家用貨物自動車を使用する者若しくはこれらの者の組織する団体若しくは秩序確立事業実施機関若しくは秩序確立事業実施機関連合会に対し、運輸省令で定める手続に従い、貨物自動車運送事業、普通自家用貨物自動車の使用若しくは秩序確立業務に関し報告を命じ、又はその職員をしてこれらのものの事務所その他の事業所若しくは自動車若しくは自動車の所在する場所に立ち入り、帳簿、書類その他の必要な物件を検査し、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(政令等の制定改廃に伴う経過措置)

第四十二条 この法律の規定に基づき政令又は運輸省令若しくは運輸省令、労働省令を制定し、又は改廃する場合においては、それぞれ、政令又は運輸省令若しくは運輸省令、労働省令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

(運輸省令への委任)

第四十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、運輸省令で定める。

第七章 罰則

第四十四条 第十条第一項の規定による輸送施設の使用の停止又は事業の停止の処分に違反した者は、六月以下の懲役若しくは二十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第四十五条 第十六条第一項の規定による普通自家用貨物自動車の使用の制限又は禁止の処分に違反した者は、三月以下の懲役若しくは五万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第四十六条 次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

- 一 第六条の規定に違反して輸送状を携行させず若しくは携行せず、又は虚偽の記載をした輸送状を携行させ若しくは携行した者
- 二 第十条第二項及び第十六条第二項において準用する道路運送法第四十三条の二第一項の規定による命令に違反した者
- 三 第十条第二項及び第十六条第二項において準用する道路運送法第四十三条の二第三項の規定に違反して自動車登録番号標を取りつけず、又は運輸大臣の封印の取りつけを受けなかつた者

第四十七条 次の各号の一に該当する者は、一万円以下の罰金に処する。

- 一 第十三条の規定に違反して届出証明書を備え付けなかつた者
- 二 第三十一条第一項の規定に違反して停止せず、又は同項の規定による提示を拒んだ者
- 三 第四十一条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 四 第四十一条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対し虚偽の陳述をした者

第四十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員がその法人又は人の業務又は使用する自動車に関し、前四条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第四十九条 第十一条第一項又は第二項の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、三万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。ただし、第二章、第三章、第二十九条から第三十一条まで、第三十五条第一項、第三十八条、第四十条及び第七章（第四十七条第三号及び第四号を除く。）並びに附則（第七項を除く。）の規定は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

(経過規定)

- 2 第三条の規定は、前項ただし書に規定する規定の施行（以下「第二章等の規定の施行」という。）の日以後にされる申請に係る道路運送法第四条第一項の規定による免許及びその免許に係る一般貨物自動車運送事業に関する同法第十八条第一項、第三十九条第一項及び第二項並びに第四十条第一項の規定による認可について適用し、これらの免許及び認可以外のこれらの規定による免許及び認可については、なお従前の例による。
- 3 第二章等の規定の施行の際現に一般貨物自動車運送事業の免許を受けている者についての第四条第一項の規定の適用については、昭和六十二年における当該免許を受けた日の応当日（当該免許を受けた日がいずれかの年における二月二十九日であるときは二月二十八日）に同項の五年を経過するものとみなす。
- 4 第二章等の規定の施行の際現に一般貨物自動車運送事業の免許を受けている者で当該事業をその事業として行う中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十二年法律第百八十五号）第三条第一項第六号の企業組合又は同項第七号の協業組合の組合員であるものについての第四条第二項の規定の適用については、当分の間、同項中「該当するとき」とあるのは「該当するとき又は免許の更新を受けようとする者に係る中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十二年法律第百八十五号）第三条第一項第六号の企業組合若しくは同項第七号の協業組合が次の各号に掲げる要件に該当し、かつ、当該免許の更新を受けようとする者が第二号に該当するとき」とする。
- 5 第二章等の規定の施行の際現に普通自家用貨物自動車を使用している者（次項に規定する者を除く。）は、第二章等の規定の施行の日から起算して三月以内に、当該普通自家用貨物自動車について第十一条第一項前段の届出をしなければならない。
- 6 第二章等の規定の施行の際現に普通自家用貨物自動車を使用している者で当該普通自家用貨物自動車について附則第十二項の規定による改正前の土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法第三条第一項の届出（以下この項において「旧法の届出」という。）をしたものは、第二章等の規定の施行の日から起算して三月以内に、附則第十二項の規定による改正後の土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法第三条第一項第五号及び第七号に掲げる事項を運輸大臣に届け出なければならない。この場合において、当該届出は旧法の届出と合わせて第十一条第一項前段の届出とみなし、第十二条第四項中「又は第五条第二項」とあるのは「若しくは第五条第二項又は附則第六項」とする。

(運輸省設置法の一部改正)

- 7 運輸省設置法(昭和二十四年法律第百五十七号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中第四十号の二を第四十号の二の四とし、第四十号の次に次の三号を加える。

四十の二 普通自家用貨物自動車の使用を規制すること。

四十の二の二 貨物自動車運送事業に係る秩序確立事業実施機関及び秩序確立事業実施機関連合会を監督すること。

四十の二の三 貨物自動車に係る道路運送秩序の確立に関する特別措置法(昭和五十七年法律第 号)第五章の施行に関する事務を行うこと。

第六条第一項第七号中「取消」を「取消し若しくは免許の更新」に改める。

第二十八条第一項中第七号の次に次の三号を加える。

七の二 普通自家用貨物自動車の使用の規制に関すること。

七の三 貨物自動車運送事業に係る秩序確立事業実施機関及び秩序確立事業実施機関連合会に関すること。

七の四 貨物自動車に係る道路運送秩序の確立に関する特別措置法第五章の施行に関すること。

第五十一条第一項中第十号の二を第十号の五とし、第十号の次に次の三号を加える。

十の二 普通自家用貨物自動車の使用の規制に関すること。

十の三 貨物自動車運送事業に係る秩序確立事業実施機関及び秩序確立事業実施機関連合会に関すること。

十の四 貨物自動車に係る道路運送秩序の確立に関する特別措置法第五章の施行に関すること。

(日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定及び日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う道路運送法等の特例に関する法律の一部改正)

- 8 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定及び日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う道路運送法等の特例に関する法律(昭和二十七年法律第百二十三号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「第百二十七条」の下に「並びに貨物自動車に係る道路運送秩序の確立に関する特別措置法(昭和五十七年法律第 号)」を加える。

(自衛隊法の一部改正)

- 9 自衛隊法(昭和二十九年法律第百五十六号)の一部を次のように改正する。

第百十三条の次に次の一条を加える。

(貨物自動車に係る道路運送秩序の確立に関する特別措置法の適用除外)

第百十三条の二 貨物自動車に係る道路運送秩序の確立に関する特別措置法(昭和五十

七年法律第 号)の規定は、自衛隊の使用する自動車については、適用しない。
(道路交通に関する条約の実施に伴う道路運送車両法の特例等に関する法律の一部改正)

- 10 道路交通に関する条約の実施に伴う道路運送車両法の特例等に関する法律(昭和三十九年法律第百九号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「第百二十七条」の下に「並びに貨物自動車に係る道路運送秩序の確立に関する特別措置法(昭和三十七年法律第 号)」を加える。
(登録免許税法の一部改正)

- 11 登録免許税法(昭和三十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一第三十六号(一)イ中「一般路線貨物自動車運送事業の免許」の下に「(免許の更新を除く。)」を加え、同号(一)ロ中「一般区域貨物自動車運送事業の免許」の下に「(免許の更新を除く。)」を加える。

(土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法の一部改正)

- 12 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法の一部を次のように改正する。

第三条第一項中第八号を第十号とし、第七号を第九号とし、第六号を第八号とし、同号の前に次の一号を加える。

七 自動車の使用を必要とする理由

第三条第一項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 自動車の通常の運行区域

第三条第四項中「道路運送法第九十九条第一項」を「貨物自動車に係る道路運送秩序の確立に関する特別措置法(昭和三十七年法律第 号)第十一条第一項」に改める。
第五条に次の一項を加える。

- 2 前項の規定による届出(事業用自動車に係るものを除く。)は、貨物自動車に係る道路運送秩序確立に関する特別措置法第十一条第一項後段の規定による届出(当該大型自動車を使用しなくなつたことに係るものにあつては、同条第二項の規定による届出)とみなす。

第二十三条中「第五条」を「第五条第一項」に改める。

理 由

最近における貨物自動車の急激な普及に伴い貨物輸送に関する社会的及び経済的条件が変化している状況に対処して、貨物自動車に係る道路運送秩序の確立を図るため、一般貨物自動車運送事業の免許、貨物自動車運送事業の運営及び普通自家用貨物自動車の使用に関する道路運送法の特例、貨物自動車運送事業に係る秩序確立事業実施機関の指定その他の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

この法律施行に要する経費

この法律施行に要する経費は、約百二十五億円の見込みである。